

独立行政法人教職員支援機構における連携教職大学院を  
対象とする地域センター事業 審査要領

令和 5 年 8 月 2 8 日  
独立行政法人教職員支援機構

独立行政法人教職員支援機構における連携教職大学院を対象とする地域センター事業に係る審査については、本審査要領に従って行う。

1 概要

審査の客観性、公正性、透明性を担保するため、外部有識者を含む「独立行政法人教職員支援機構における連携教職大学院を対象とする地域センター事業審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）による審査により当該事業の委託大学を選定する。

2 選定方針

審査の選定にあたっては、別途定める審査基準の事項に沿って行う。

3 その他

(1) 開示・非開示

- ・ 審査委員会の審議内容の取扱い

審査委員会の審査及び審査資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から、原則として非公開とする。

- ・ 審査結果

審査結果は、独立行政法人教職員支援機構のウェブサイトへの掲載等により公表することとする。

(2) 利害関係者の排除

委員は、本人が利害関係者と見なされる申請に係る個別の審査には参加しないものとする。

(利害関係者として見なされる場合の例)

- ・ 委員が所属している法人等団体からの申請
- ・ その他委員が中立・公正に審査することが困難であると判断される申請。

独立行政法人教職員支援機構における連携教職大学院を  
対象とする地域センター事業 審査基準

令和 5 年 8 月 2 8 日  
独立行政法人教職員支援機構

1 審査を行う者

審査は、「独立行政法人教職員支援機構における連携教職大学院を対象とする地域センター事業審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）の審査委員（以下、「委員」という。）によって行う。

2 審査方法

審査は、申請書に基づき、書面審査及び協議により実施する。評価は、下記評価基準による評価を行う。各委員は、必要に応じ意見を附すものとする。また、必要に応じて審査期間中に申請内容の詳細に関係する追加資料の提出を求める場合がある。なお、各委員は、本人が利害関係者とみなされる申請に係る個別の審査には参加しないものとする。

3 評価方法

(1) 一次審査（書類審査）

提出された申請書について評価を行う。

(2) 申請内容をふまえた協議

申請内容、一次審査における指摘事項等について確認・協議を行う。

(3) 二次審査（書類審査）

一次審査・協議における指摘事項等を踏まえて加筆修正した申請書について評価を行う。

4 採択案件の決定方法

提出された申請書について審査を行い、本事業の予算の範囲内で、原則として各評価項目の得点の合計の高い順に選定する。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

5 評価項目

(1) 本事業の趣旨・目的をよく理解し、実施計画が具体的かつ明確に設定され、実現性が高いものになっていること。

(2) 地域センターにおける新たな教職員研修等への取組方針が具体的に示され、期

待できる内容となっていること。

(3) 教職員の資質向上のための環境づくりへの取組方針が具体的に示され、期待できる内容となっていること。

(4) 妥当な経費が示されていること。

(5) 事業実施に必要な人員・組織体制、業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。

(6) 本事業を効果的に実施するため、関係機関や知見のある有識者等と連携した実施体制が示していること。

(評価シート例)

評価項目	点数	評価基準				
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
1-(1)	5	5	4	3	2	1
1-(2)	5	5	4	3	2	1
1-(3)	5	5	4	3	2	1
1-(4)	5	5	4	3	2	1
1-(5)	5	5	4	3	2	1
1-(6)	5	5	4	3	2	1

※30点満点